

平成19年1月22日

各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
ゴメス・コンサルティング株式会社
代表取締役 執行役員CEO 西村 徹
(コード番号: 3813)
問合せ先: 執行役員CFO 管理部長 五関 智紀
電話番号: 03-6229-0813
(URL <http://www.gomez.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年1月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月14日開催予定の第6回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、第6期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）中に資本金の額が5億円以上となったため、会社法第2条第6号に定める大会社に該当し、会社法第328条第1項の規定により、委員会設置会社でない当社においては、監査役会及び会計監査人の設置義務が生じることになります。したがいまして、当社の機関に監査役会及び会計監査人を追加すべく、所要の変更及び条項の新設（変更案第4条第3号及び第4号、第5章標題、第27条、ならびに、第30条乃至第32条）を行うものであります。
- ② インターネットの普及を考慮して、公告期間中に公告事項を継続して掲載することにより閲覧の利便性を高めるため、会社法第939条第1項および第3項の規定により、変更案第5条のとおり、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- ③ 当社株式が平成18年8月16日をもって大阪証券取引所ヘラクレス市場へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、所要の変更（変更案第9条及び第10条第3項）を行うものであります。
- ④ 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしておりますが、当社の親会社であるモーニングスター株式会社が事業年度の末日を3月31日に変更する方針であることから、当社の事業年度をモーニングスター株式会社に一致させることにより、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応など経営全般にわたってより効率的な事業運営を図るため、これを毎年4月1日から翌年3月31日までに変更したいと存じます。これに伴い、所要の変更（変更案第35条乃至第37条）を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、第7期事業年度を平成19年1月1日から平成20年3月31日までの1年3ヶ月とするため、新たに附則を設けるものであります。
- ⑤ その他全般にわたり、構成の整理、文言の追加、変更、削除および条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月14日（水曜日）
定款変更の効力発生日 平成19年3月14日（水曜日）

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当会社は、ゴメス・コンサルティング株式会社と称し、英文では、Gomez Consulting Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 情報提供サービス業2. マーケティングリサーチおよび各種情報の収集分析3. 広告・宣伝の情報媒体の企画・売買並びに広告代理店業務4. 経営一般に関するコンサルティング5. 情報処理サービス業6. コンピュータ、その周辺機器および関連機器ならびにそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務7. コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸および管理8. 出版物及び電子出版物の企画・製作・販売およびその代行9. インターネットを利用した通信販売業務並びに情報提供の仲介10. 各種会議、展示会、イベントの企画・製作及び構成・演出・請負・運営11. 前各号に関する教育研修業務12. 前各号に付帯関連する一切の業務	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、20,000株とする。 (自己の株式の取得) 第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (株券の発行) 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (株券の発行) 第8条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(基 準 日)	(基 準 日)
第8条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	第10条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主または新株予約権者の権利行使に関する取扱いおよび手数料、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条 当会社の株主および新株予約権者の権利行使の手続き、ならびに株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会の招集権者および議長は、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告書または監査報告書を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに隨時これを招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告書または監査報告書を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主総会ごとに<u>その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 当会社は、取締役会を置く。</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. 前項の場合、<u>株主または代理人は、</u><u>株主総会ごとに、</u>代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会の招集権者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第25条 (現行どおり)
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第5章 監査役 <u>(監査役の設置)</u> 第27条 当会社は、監査役を置く。 (員数) 第28条 当会社の監査役は、 <u>1</u> 名以上とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	第5章 監査役および監査役会 (削除) (員数) 第27条 当会社の監査役は、 <u>3</u> 名以上とする。 (選任方法) 第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
2. 監査役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもつ て行う。	2. (現行どおり)
(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の 時までとする。	(任期) 第29条 (現行どおり)
2. 任期満了前に退任した監査役の補 欠として選任された監査役の任期 は、退任した監査役の任期が満了 する時までとする。	2. (現行どおり)
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u> 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤 の監査役を1名以上選定する。 <u>(監査役会の招集)</u> 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査役に対して発す るものとする。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮 することができ、また、監査役全 員の同意を得て招集の手続を省略 することができる。 <u>(監査役会規程)</u> 第32条 監査役会の運営その他に関する事 項については、法令または本定款 のほか、監査役会の定める監査役 会規程による。
(報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。	(報酬等) 第33条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除する事ができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>金100万円以上</u> であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 計 算 (事業年度) 第33条 当会社の事業年度は毎年 <u>1月1日</u> から <u>同年12月31日</u> までとする。 (剩余金の配当) 第34条 剩余金の配当は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。 (剩余金の配当等の除斥期間) 第36条 剩余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。	(監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 計 算 (事業年度) 第35条 当会社の事業年度は毎年 <u>4月1日</u> から <u>翌年3月31日</u> までとする。 (剩余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 (中間配当) 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として、中間配当を行うことができる。 (剩余金の配当等の除斥期間) 第38条 剩余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。また、剩余金の配当には、利息を付さない。

現 行 定 款	変 更 案
附 則	附 則
<p>第1条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第2条 当会社の端株に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第2条 当会社の端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3条 当会社は、<u>株主総会の決議によつて、毎年12月31日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、剩余金の配当を行う。</u></p>	<p>第3条 当会社の端株原簿に記載または記録された端株主に対する期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第4条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>6月30日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第4条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>9月30日を基準日として、端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第5条 附則第1条乃至本条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
	<p>第6条 第35条の規定にかかわらず、第7期事業年度は、平成19年1月1日から平成20年3月31日までの1年3ヶ月とする。なお、本附則は、第7期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第7条 第36条の規定の変更は、平成19年4月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後これを削除する。</u>
(新設)	<u>第8条 第37条の規定にかかわらず、当会社は、取締役会の決議によって、平成19年6月30日を基準日として第7期事業年度に関する中間配当を行うことができる。なお、本附則は第7期事業年度終了後これを削除する。</u>
(新設)	<u>第9条 附則第3条の規定の変更は、平成19年4月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後または当会社の端株が存在しなくなったときのいずれか早いときをもってこれを削除する。</u>
(新設)	<u>第10条 附則第4条の規定にかかわらず、第7期事業年度における当会社の中間配当の基準日は、平成19年6月30日とする。</u> <u>なお、本附則は第7期事業年度終了後または当会社の端株が存在しなくなったときのいずれか早いときをもってこれを削除する。</u>